

臨床研究支援に関する公表

かなえ医薬振興財団は出捐会社であるサノフィ株式会社より支援を受け事業活動を行っていますが、研究助成は、以下の各要件を満たす「公正な公募」により実施するものであり、臨床研究法（平成 30 年 4 月 1 日施行）に定める「臨床研究」を支援した場合でも、「医薬品等製造販売業者等から研究資金等を受けて実施する臨床研究」とは言えず、臨床研究法第 2 条第 2 項第 1 号が定める「特定臨床研究」には該当しないことを公表します。

本公表は、平成 30 年 2 月 28 日付「臨床研究法施行規則の施行等について」（医政経発・医政研発 0228 第 1 号）の「4.（4）規則第 89 条関係」の⑤に基づきます。

- ア. かなえ医薬振興財団は、定款において「生命科学分野における斬新な研究の推進を図り、もって医薬、薬学の進歩、発展ならびに国民の医療および保健に貢献することを目的とする」と定めており、国民の健康増進に寄与することを目的として活動しています。
- イ. すべての研究助成の募集要項において、研究課題を特定の医薬品等製造販売業者の医薬品等に係る研究に限定しておりません。
- ウ. すべての研究助成の応募要項において、応募対象となる者を特定の医療機関又は特定の研究者に限定しておりません。
- エ. 応募は、かなえ財団のホームページより行い、応募の機会は広く一般に公開しています。
- オ. 選考は公正かつ適正に実施されております。
- カ. 選考審査は、最新の知見を有した外部の学識経験者により実施されております。
- キ. 選考の結果、助成金採択者については、かなえ財団ホームページにおいて研究課題とともに公表しております。
- ク. 助成期間終了後、速やかに助成金採択者から研究報告書並びに収支報告書を受けております。